下線部は「特にお願いする事項」

**「厳重警戒」での感染防止対策**

**第６波の終息に向け**

**県民・事業者の皆様へのお願い**

|  |  |
| --- | --- |
| **実施区域** | **： 愛知県全域** |
| **実施期間** | **： ２０２２年** | **３月２２日（火）～** |

**全般的な方針**

○国の基本的対処方針を踏まえ、~~飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛~~基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

**Ⅰ. 県民の皆様へのお願い**

1. **~~不要不急の行動の自粛~~**

~~○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が　徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。~~

~~○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。~~

1. **外出の注意点**

〇混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

1. **~~県をまたぐ不要不急の移動自粛~~**

~~○オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都道府県への移動は、極力控えてください。~~

1. **県をまたぐ移動の注意点**

○帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

**③　高齢者等への感染拡大の防止**

* 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用（不織布マスクを推奨。以下同じ。）など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
* これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
1. **基本的な感染防止対策の徹底**
* 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
* 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
* 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに４人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
* 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・　　安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を　　利用してください。
* ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を　避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図１「感染リスクが高まる５つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
* タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
* 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
* 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくと

ともに、子供の感染防止策を徹底してください。

* 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
* 無症状でも感染の不安がある場合は、ＰＣＲ等検査を受けてください。
* 接触確認アプリＣＯＣＯＡを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

**Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い**

1. **~~飲食店等に対する営業時間短縮等の要請~~**

~~○措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食~~

~~店・カラオケ店（「別表１」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のと~~

~~おり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とし~~

~~ます。~~

~~＜措置区域（法第３１条の６第１項に基づく要請）＞~~

~~・要請期間　１月２１日（金）から２月１３日（日）までの２４日間~~

~~・延長期間　２月１４日（月）から３月６日（日）までの２１日間~~

~~・再延長期間　３月７日（月）から３月２１日（月）までの１５日間~~

~~・対象店舗　飲食店等~~

~~・営業時間　あいスタ認証店は、延長前（１月２１日から２月１３日まで）、延長後（２月１４日から３月６日まで）、再延長後（３月７日から３月２１日まで）のそれぞれの期間において、以下の①、②のどちらかを選択（延長前、延長後、再延長後の各期間内における選択は変更できません）~~

~~①５時から２０時まで（酒類の提供を行わないこと）~~

~~②５時から２１時まで（酒類の提供は１１時から２０時まで）~~

~~その他の店は、５時から２０時まで（酒類の提供を行わないこと）~~

~~・感染防止対策~~

**⑤**飲食店等に対する協力要請

○ 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。

* 1. 従業員への検査勧奨
	2. 入場者の感染防止のための整理・誘導
	3. 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
	4. 手指の消毒設備の設置
	5. 事業を行う場所の消毒
	6. 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
	7. 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の 入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
	8. 施設の換気
	9. アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
	10. 同一グループの同一テーブルへの入店案内は４人までを目安（介助や介護を要する場合は除く）

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

~~＜措置区域以外（法第２４条第９項に基づく協力要請）＞~~

~~○ 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。~~

~~・感染防止対策　措置区域と同じ~~

**~~⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請~~**

~~○「別表２」の施設欄に定める施設に対し、「別表２」の内容欄のとおり要請を行います。~~

**⑥　業種別ガイドラインの遵守等**

○飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくならないようＢＧＭの音量を最小限にするなど、別表１の対策をお願いします。

○全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の 感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

**⑦　生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続**

○「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

**⑧　テレワークの推進等**

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

~~○事業の継続に必要な場合を除き、２１時以降の勤務を抑制するようお願いします。~~

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を 防ぐ取組の徹底をお願いします。

**⑨　職場クラスターを防ぐ感染防止対策**

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、 複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「５つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

**⑩　事業継続計画（ＢＣＰ）の点検・策定**

○感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（ＢＣＰ）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

**Ⅲ. その他のお願い**

**⑪　イベントの開催制限等**

**ア.　事業者におけるイベントの開催制限**

○事業者に対する、法第２４条第９項に基づくイベントの開催制限は、別表２の 基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

**イ．参加者へのお願い**

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。また、イベント会場との直行・直帰をお願いします。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の 行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

**⑫　３月・４月に行われる行事等での対策**

○卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討してください。特に、大学の卒業式・入学式など、より多くの人が集まる行事は、より慎重な対策の上で適切な開催の在り方を判断してください。

○歓送迎会、新歓コンパ、~~飲食につながる~~謝恩会~~や~~、花見、卒業パーティー、追い出しコンパ、仕事の打ち上げなど~~は自粛をお願いします~~による、大人数・長時間の飲食は避けてください。

○卒業旅行や友人との旅行、春休みの旅行は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えましょう。

○花見、春祭りなど、多数の人が集まる「季節の行事」については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

**⑬　学校等での対応**

○~~感染の急拡大を抑制するため、~~学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）~~の実施~~は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討~~を~~するようお願いします。

　　　※ （近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面 形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

~~○地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願い します。~~

○~~分散登校、~~臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

~~○部活動の合宿は、自粛をお願いします。~~

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

○修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。

○大学等においても適切な対応をお願いします。

**⑭　保育所、認定こども園、幼稚園等での対応**

* 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。

○ 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。

* 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
* 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
* 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、２歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するようお願いします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか､嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。

○ 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの３回目接種を行うようお願いします。

* なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

**⑮　高齢者施設等での対応**

〇「高齢者を守る８つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

○レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業者の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。

○面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

**Ⅳ. 県の取組**

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と 維持に全力をあげます。

○体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。

○健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状者の方が無料でＰＣＲ等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。

○新型コロナワクチンの３回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に 接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、３回目接種の 対象者全ての接種間隔を６か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員、保育士・幼稚園教諭等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、３回目接種を加速します。

○また、６か所の大規模集団接種会場~~を開設し~~において接種を進め、３回目接種の加速化を図ります。

○小児接種については、市町村での接種に加え、県が設ける大規模集団接種会場４会場において~~、３月５日から順次接種を実施します~~も、接種を実施しており、接種後の副反応への不安を解消するべく、副反応に関する相談体制を確保しています。~~また、~~お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、~~新たに、あいち小児保健医療総合センターに副反応の専門相談窓口を開設し、小児の接種後の副反応に関する相談に対応します~~引き続き、チラシ、Webページ等の広報媒体を用いて正しい情報の周知に努めていきます。

○重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

〇感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表３」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

~~○⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Webページ等の媒体を活用し周知に努めます。~~

~~○愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第３１条の６第３項に基づく命令等、必要な措置を行います。~~

○飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。

○県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

○感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。